北広島町農業委員会第３１回総会議事録

事 務 局　　（第 31 回北広島町農業委員会総会開会宣言）

会　　長　　（開会あいさつ）

事 務 局　　（事務局報告）

議案第１号　農地法第３条の規定に基づく許可申請の承認について

会　　長　　番号１番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

９　　番　　１月１３日に譲受人に会い説明を受けました。内容は摘要欄のとおりですが、以前より管理は譲受人がされており、譲渡人は町外に在住され今後も維持管理できないことから今回の申請に至ったとのことです。譲受人は労力、機械等も十分あり３条に係る要件は満たしており許可妥当と判断しました。

会　　長　　それでは質疑に入ります。番号１番についてご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号１番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号２番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

９　　番　　譲渡人より宅地並びに申請地を買ってほしいとの相談があり、申請地付近の農地も譲受人が耕作していることから譲り受けることとなったことから今回の申請になりました。宅地については売買、畑につきましては贈与とのことです。３条にかかる要件について何ら問題ないと考えます。

会　　長　　番号２番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号２番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号３番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１９　番　　譲渡人は町外在住で申請地は地元農家の方が請け負って耕作をされていましたが、高齢で昨年より耕作されていない状況でありました。地元で維持管理できる方を探していたところ譲受人が譲り受けて耕作をすることとなりました。３条にかかる許可要件はすべて満たしていると考えます。

会　　長　　番号３番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号３番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請の承認について

会　　長　　番号４番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１６　番　　１月１３日に７番委員とで申請人立会のもと現地調査を行いました。３０年前のほ場整備時に宅地前を造成し宅地進入路として利用していたが、農地のままとなっていたことが判明したため、この度、始末書を添付し本申請に至ったとのことです。周辺の農地への悪影響はありませんので、許可相当と判断しました。

会　　長　　それでは番号４番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは採決に入ります。番号４番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号５番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１１　番　　１月１１日に４番委員と現地調査を行いました。申請は摘要欄のとおりでありまして４０年位前から耕作放棄され原野化しており有害鳥獣の遊び場となっており周辺農地に甚大な被害を及ぼしていました。この申請地を無償で地元集落に土地を貸し出し景観美化を目的とした土地整備をするとのことでした。この土地整備をすることで周辺農地にはいい状況になると思います。よってこの申請は許可妥当と判断しました。

会　　長　　番号５番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号５番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号６番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

３　　番　　２１番委員と１月１８日に申請人と面談現地確認を行いました。内容については摘要欄のとおりでございますが、配置図を見ていただきますと出入口、進入路を入った突き当りの右側に墓地を移転したいということで調査を行った際、農地であることが判明したので適正な処理をするために今回の申請に至ったとのことです。したがって相当前に造成されて宅地が建っていて進入路等も全て完成しているということで、周辺農地等に悪影響はないと判断し、追認許可相当であろうと考えます。

会　　長　　番号６番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号６番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請の承認について

会　　長　　番号７番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１４　番　　内容については摘要欄のとおりですが、以前から譲渡人より相談を受けていました。この案件は平成９年にほ場整備事業の換地処分時共有地として受けるべきではないかという協議がありましたが、登記は譲渡人名義で受けることに至ったとのことです。その後１０年前に申請地に葬祭用具を収納する倉庫を設置されております。近年に至りまして譲渡人も高齢となり地縁団体に移行すべきとの判断をし、昨年１１月に申請し地縁団体の認可が下りました。このことから今回の申請に至りました。また、周辺の農地への悪影響は考えられませんので、許可相当と判断しました。

会　　長　　それでは番号７番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号７番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号８番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１　　番　　１月１１日に９番委員と伴に譲受人立ち合いの基、現地調査を行いました。内容については摘要欄のとおりですが、譲受人宅は緊急車両が入れないような状況にあります。そのため宅地への進入路の確保及び駐車場用地の確保をしたく今回の申請に至ったとのことである。周辺の農地への悪影響はありません。よって許可要件を満たしており許可相当と判断しました。

会　　長　　それでは番号８番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号８番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号９番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

６　　番　　この件につきましては平成２７年８月に農振除外申請手続きをされ除外となっておりますが、内容については摘要欄のとおりでございます。譲受人は農振除外となったことから工事にかかっていたことから、譲受人に対し転用手続きが完了するまで工事をしてはならないと申し入れをしたところですが、今回１月１２日に会長と２人で現地調査をしましたが、結果的には完了していました。譲受人がかなりの高齢であり子供もいないことから墓地を作るのを非常に急いでいたのは事実であります。このようなことから工事を先にされたのではないかと思います。周辺の農地への悪影響はありませんし、始末書添付ということなので許可は致し方ないと思われます。

会　　長　　番号９番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号９番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第４号　非農地証明申請について

会　　長　　番号１０番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

９　　番　　１月１３日に５番委員と現地調査を行いました。すでに山林化しており所在が非常に分かりにくい状態であり、また、周辺も山となっており非農地と認めざるを得ないと思われます。

会　　長　　それでは番号１０番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号１０番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号１１番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

２１　番　　１月１７日に３番委員と現地調査を行いました。申請地及び周辺はすべて山となっており受理せざるを得ないと考えます。

会　　長　　それでは番号１１番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号１１番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。

議案第５号　農用地利用集積計画について

会　　長　　事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第１８号第３項各要件を満たしていると考えます。

会　　長　　この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成　　年　　月　　日

会　　長　　㊞

議事録署名者　　㊞

議事録署名者　　㊞